

令和 8 年度銚子市地域公共交通協議会 活動計画書

| |
|--|
| 1 活動目的 |
| <p>銚子市地域公共交通協議会規約第 1 条に規定のとおり、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づき、地域における住民の生活に必要な輸送手段の確保・維持・改善その他公共交通の利便の増進及び課題解決を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的とする。</p> |
| 2 事業概要及び目標 |
| <p>① 銚子市地域公共交通協議会の開催（年 3 回程度を想定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の 2 項目について協議などを進めていくため、必要に応じて会議を開催する。 <p>② 豊里地区コミュニティタクシーの実証運行及び本格運行に関する協議（随時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年 10 月 1 日から始まった実証運行を令和 8 年 9 月 30 日まで実施する。 ・利用状況やアンケート調査などの結果から、本格運行への移行について判断する。（令和 8 年 6 月頃までに） <p>③ 旭銚子線に係る地域間幹線系統確保維持費補助事業に関する協議（6 月及び 1 月頃）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該路線は、市民の生活を支えるバス路線として維持していく必要性があることから、引き続き、国及び県の補助金を活用して路線の維持に努めていくため、当該事業に必要な計画の策定をおこなう。 |
| 3 事業効果 |
| <p>② 豊里地区コミュニティタクシーの実証運行及び本格運行に関する協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊里地区に居住する住民の生活路線として位置付け、免許を持たない高齢者の日常生活の移動手段としての役割を担うとともに、当該地域の活性化につなげる。また、鉄道駅、バス停、スーパーなどへの移動を支える地域内交通として、既存の公共交通ネットワークを補完することで、鉄道・路線バスの利用促進につなげる。 <p>③ 旭銚子線に係る地域間幹線系統確保維持費補助事業に関する協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該路線は、市民の生活を支えるバス路線として維持していく必要があることから、引き続き、国及び県の補助金を活用して運行の維持に努めていくことにより、市民の移動の足の確保につなげる。 |